

次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画（第3期）

社員が仕事と子育てを両立することができ、働きやすい環境を創造することにより、全ての社員が持てる能力を十分に発揮すると共に、社会の公器として次世代の子ども達が健やかに生まれ育つ環境を整備するために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2015年4月1日～2020年3月31日（5年間）

2. 内 容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を、次の水準以上にする。
男性社員 … 計画期間中に、1人以上取得すること
女性社員 … 取得率を80%以上にする

<対策>

- 男性社員への育児休業制度の周知
- 男性社員が育児のための有給休暇取得奨励等、環境の整備

目標2：計画期間内の所定外労働時間を、1人当たり平均20時間以内/月とする。

<対策>

- 所定外労働時間の実態調査および分析
- 所定外労働削減のための生産性向上施策の検討
- 代休・残業調整等により所定内労働時間を含む総労働時間短縮の取り組み

目標3：計画期間内の有給休暇の取得日数を、1人当たり平均6日以上/年とする。

<対策>

- 有給休暇取得の実態調査および分析
- 有給休暇を取得しやすい環境の整備
- ノー会議デー、ノー残業デーの推進、有給休暇取得奨励日の設定、アニバーサリー休暇の設定および計画的有給休暇取得施策の検討

以 上